

<令和2年度第2回福祉有償運送運営協議会 議事概要>

議事の要旨

1 報告事項

- (1) 前回協議会の議事概要
- (2) 福祉有償運送の広報の結果について
- (3) 既承認団体の現状報告及び変更申請（事務局審査済分）報告について

2 審議事項

- (1) 団体からの更新登録申請について
- (2) 複数乗車の必要性について

3 その他

議事の詳細

～ 課長挨拶及び委員挨拶 ～

報告事項について

事務局： (報告事項について説明)

- ①前回協議会の議事概要
- ②福祉有償運送の広報の結果について
- ③既承認団体の現状報告及び変更申請（事務局審査済分）報告について

～ 質疑応答（報告事項について）～

会 長：ではご説明いただいた3点について、ご意見・ご質問があればお願いします。

A委員：車を2両増やされたということで書面上問題はないが、軽微の変更ということで神戸運輸監理部長宛に変更届を出すことになっているが、出すように指導しているか。

事務局：確認が取れていないため、指示をしておく。

審議事項について

非公開

事務局：福祉有償運送を含む自家用有償旅客運送制度について、昨年11月に一部改正が行われております。お手元に資料をお配りさせていただいておりますが、主な内容について富田委員より簡単にお話いただくことはできますでしょうか。

A委員： (主な変更内容について説明)

会 長：どうもありがとうございました。いい機会ですので何かご質問があれば、お願いします。いかがでしょうか。私の方から少しさせていただきます。種別の見直しについて、福祉有償運送の対象として障害者等に該当する、地域住民及び観光客を含む来訪者を対象としているが、地域住民はこれまで通りだが、観光客を含む来訪者も福祉有償運送の対象者とする、と読めるが、その人たちをどうやって運送するのか、登録をしなければならないが、どうやってしようとしているか伺いたい。

A委員：あくまでも事前登録が原則となる。観光客が事業所に登録をする必要がある。実際は難しいと思っている。

会 長：ありがとうございます。ただ、これを明記したことに私は意味があると思っている。福祉有償運送をやっているところがあれば、そこに行くことができる。これは障害を持っている人にとってメリットだと思う。ただ、これを実現するには現場の方でいろいろな工夫が必要になってくる。例えば市を超えたネットワークの構築が必要になってくるのではないか。また、運行管理、車両整備について既存の運行事業者をサポートを頂く旨の説明があった。これは思い切った国の方針だったと思うが、これまで協議会で団体の話を聞く中でこういったことに苦勞をしている。既存の団体に対してのこういったサポート、仕組みについて議論されたのか。ご存じでしたら教えていただきたい。

A委員：どこまでかは私も把握はしていないが、事業者協力型については既存の事業者も対象となるので、パートナーをこういった協議会で見つけられるのであれば、変

更登録という手続きを経て実施することは可能。

会 長：ということだそうです。ありがとうございます。いいですね。これは私の読み違いだと思うが、福祉有償運送運営協議会で空白地も議論できると読んだが、それは間違いですよ。

A委員：既存の協議会の要綱等で引っかかってくると思う。

会 長：わかりました。幅広く有償運送を考えていけるといいと思う。ほか、お気づきの点がありましたらお願いします。

B委員：ハンコレスが言われ、国交省から示されている様式はハンコを外した様式として認識してよいのか。はなのいえが提出した資料にはハンコが押されているが、正式に運輸局に提出される際にどの程度までハンコが減らされているのかご教示いただきたい。

A委員：旧の様式にも、もともと印がなかった。様式にはなかったが、求めていた部分があり、今回の改正ですべて不要となっている。協議会において協議が調った書類についても押印は不要となっている。

会 長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。その他の事項で意見交換をさせていただきます。ないようでしたら、次回の会議の開催日程等について、事務局より説明をお願いします。

(以下、次回の日程についての事務局説明部分のため省略)